特許改革法案、下院知的財産小委員会を通過 ~ 制度改革に向けた一里塚、但し今後修正もあり得べし ~

2007年5月16日 JETRO NY 澤井

下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会(委員長 Berman 議員(民、カリフォルニア))は本日夕方、21名の議員の参加のもと、先に提出¹されていた特許改革 法案 2007(HR1908)のマークアップ(逐条審査)を行い、発声採決による賛成多数により、 同小委による審議を終了し、司法委員会(Full Committee)への提出を了承した。

同法案は、我が国としても関心の高い、「先願主義の導入」、「ヒルマードクトリンの廃止」、「全件公開制度の導入」、「付与後異議申立制度の導入」等が明記されている。また、Berman 委員長自身は、冒頭挨拶において、同法案の要旨として、「先願主義の導入」、「付与後異議申立制度の導入及び第一、第二の窓」、「損害賠償額算定規定の改正」、「裁判管轄規定の改正」、「USPTOの権限強化」等を明示的に紹介したところ。なお、当初予想されていた法案修正等は本日時点では用意されてはいない。

かかるマークアップに際し、前司法委員長(第 109 議会下)の Sensenbrenner 議員(共、ウィスコンシン)は、十分に審理が尽くされていない上、多くの利害関係者(stakeholder)が同法案に不満を抱いているなどとして反対の立場をとった。この際、同議員は、現状のままでは同法案が司法委員会や本会議を通過することはないなどとの感情的ともとれる強い調子の発言もあり、一部議員がこれに同調するなど審議が紛糾、二度の休憩(リセス)を経て採決に至ったもの。また、一部議員からは、「異議申立制度の第二の窓」、「損害賠償額算定規定の改正」等の現状の規定ぶりや、「ベストモード要件の廃止」や「不公正行為の制限」等が盛り込まれていないことへの関心や懸念が示された。

Sensenbrenner 議員等の反発を踏まえ、同法案の共同提案者の一人である Smith 議員(前小委員長、共、テキサス)は、「現法案の規定ぶりが同法案の最終版ではない。付与後異議申立など議論されるべき項目が残されている。同法案は、両院において党派を超え共同提案した希有な法案であり、このことからも特許政策に大幅かつ包括的な改正が求められていることが分かる。特許制度は米国経済と社会にとって極めて重要なものであり、特許の質や法的安定性の向上が望まれている。特許制度の改正が多くの産業界に影響をもたらすため、関係者が一致協力し、議論を進めることが望ましい」として、今後の修正に含みを残した。

1

¹ 2007 年 4 月 18 日付け知財ニュース「特許改革法案 2007 <u>が第 110 議会に上程される」を参照</u>

また、Berman 委員長も同様に、発声採決後の結びの言葉として、「同法案に対し、懸念を抱いている人々に対し申し上げたい。現法案に盛り込まれている文言は、修正可能なものである。同法案は民主・共和両党によって作成されたものであることを忘れないで欲しい」として、一定の法案の修正に応じる構えを見せた。司法委員会の審議までには、修正案が用意される可能性が高い。

なお、Berman 委員長は会議の冒頭、USPTO における特許審査の質を向上させ、質の高い特許付与に寄与するとして、Chabot 議員らと共同で「料金ダイバージョン廃止法案」を本日提出したことを紹介している。

(了)